



【新型コロナ対策（生活支援）】

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限を延長

コロナ禍における生活困窮者の就労自立を支援するため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限を令和4年12月末まで延長します。

■ 事業名

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業

■ 目的

コロナ禍における生活困窮者の就労による自立を支援するため、社会福祉協議会が実施している総合支援資金を借り終えた世帯のうち、収入や資産など一定の要件を満たす世帯に対して、国の補助金を活用し、令和3年7月から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給しています。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、申請期限を令和4年9月末から同年12月末まで延長することに伴い、必要な経費を措置するものです。

■ 補正予算の概要

（1）支給概要

支給対象者	①総合支援資金（初回又は再貸付）の最終借入月が令和4年12月以前の世帯又は再貸付が不承認となった世帯で、次の要件を満たすもの ○収入月額が市民税均等割非課税額の1/12+住宅扶助基準額 以下 （例）単身世帯11.5万円以下、2人世帯15.9万円以下、3人世帯18.8万円以下 ○世帯の預貯金が一定の金額以下（上限100万円） （例）単身世帯46.8万円以下、2人世帯69.0万円以下、3人世帯84.0万円以下 ○求職中（ハローワーク相談や応募・面接等）又は生活保護申請中 ②自立支援金（初回）の支給が令和4年12月までに終了するもの 初回と同要件を満たすものに対し、一度に限り再支給
支給額（月額）	単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円
支給期間	3箇月（申請期限は令和4年12月末まで）

（2）補正予算の内訳

内容	金額
初回申請者：15件×8万円×3箇月=3,600千円 再支給：15件×8万円×3箇月=3,600千円 ※支給実績から見込算出	7,200千円

■ 補正予算額 7,200千円【国庫支出金あり】

〔財源内訳〕国：7,200千円 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費補助金